

11月は



労働保険未手続事業一掃強化

「働くを守る。暮らしを守る。」ために、労働保険に必ず加入しましょう！

労働保険（労災保険・雇用保険）は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、労働者を正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続きを行っていただくとともに労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険は、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険は労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています

山口県の現在の最低賃金

1,043円

和木町商工会年末年始休業日のお知らせ

★休業期間★

**2025年12月27日（土）～
2026年1月4日（日）**

2026年1月5日（月）から通常通り

和木町共通商品券加盟店各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、和木町共通商品券の12月の換金日を下記の通りに変更しますので、よろしくお願い致します。

12月 1日（月）
10日（水）
22日（月）
25日（木）



通常の換金は、10日、20日、30日です。
(土、日、祝日の場合は翌日営業日になります。)

以上を換金日とします。



わきちょう商工会会報

発行日：2025.11.25

発行者：和木町商工会

TEL 0827-53-2066 FAX 0827-53-4349

Mail wakichou@yamaguchi-shokokai.or.jp

HP <https://www.waki-s.com/>

お子様の教育資金を「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫) がサポート



高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】お子様 1人あたり**350万円以内**

【金利】年 3.15% 固定金利

※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収200万円（所得132万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方」は▲0.4%（令和7年9月1日現在）

【返済期間】**20年以内**

【使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金
(連帯保証人による保証も可能)

詳細：日本公庫 HP（「国の教育ローン」で検索）

教育ローンコールセンター（0570-008656 ナビダイヤル）又は（03）5321-8656

年末調整相談会（予約制）のお知らせ

日時：2025/1/7（水）～1/9（金）

場所：和木町商工会

【お越しになる前のお願い】

・事前に予約をしたうえでお越しください。

・次のものは、各書類に記入をお願いいたします。

給与・社会保険料控除額・源泉所得税の年間合計額
事業主・従業員の住所、氏名、生年月日、マイナンバー

※相談会は予約が殺到するため、12月支払分の給与額が確定した時点でお越しいただくことをお勧めします。

【持参物】

・雇用主のマイナンバーカード両面の写し 2枚

※通知カードの場合は、身分証明書の写しも必要

・税務署から郵送された年末調整関係書類一式

・報酬、不動産等の支払調書（該当事業所のみ）

※以下の書類は従業員の人数分必要です

・源泉徴収簿

・扶養控除等（異動）申告書

・保険料控除申告書

・給与所得者の基礎控除申告書

・給与所得の源泉徴収票

・住宅借入等特別控除申告書（該当従業員のみ）

【和木町商工会での書類受付期限】

2026年1月16日（金）12:00

期限後はご自身で自治体等へご提出ください。

年末調整事務 有料化について

和木町商工会では事務量に応じた適正かつ公平な負担とするべく、年末調整に係る書類作成事務を有料化しています。

【料金】

・法定調書合計表 1枚 1,000円

・源泉徴収票 1枚 500円

・支払調書 1枚 500円

※書類を商工会職員が記入した場合に料金が発生します。

計算方法や書き方の説明は無料で行っていますので、わからないことがあれば気軽にお尋ねください。

人も、会社も、**もっと元気に！**

中小企業退職金共済制度

◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索 

(独)労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211